

家計改善のために転居が必要な場合に転居費等を助成する制度です。

●以下8つの要件すべてに当てはまる方が対象となります。

転居費用の支給対象要件			添付書類	
①	世帯員の死亡、離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し住居喪失または喪失のおそれのある者であること		①	本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、資格確認書、住民票、戸籍謄本、在留カード等
②	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること			
③	申請日の属する月において、主たる生計維持者であること（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）		②A	収入減少関係書類 収入減少前と後（申請日の2年以内）の給与明細や賃金明細書等、預金通帳の振込みの記載ページ
④	申請月の世帯収入合計額が基準額＋家賃額以下であること		②B	離職等関係書類 離職票、源泉徴収票、退職証明書、雇用保険受給資格者証、給与の振込みが途絶えた通帳およびWEB通帳等、廃業届などいずれか（離職状況申立書でも代替可能）死亡、休業したことが確認できるもの
	区分	収入基準額（月收入）		
	1人世帯	92,000円＋申請者家賃額（上限53,700円）以下		
	2人世帯	139,000円＋申請者家賃額（上限64,000円）以下		
	3人世帯	172,000円＋申請者家賃額（上限69,800円）以下		
⑤	申請時の世帯の金融資産合計額が、基準額の6ヶ月分以下であること		③	収入関係書類 ※収入のある世帯員全員分の収入の写し（給与明細書または通帳およびWEB通帳等） ※あれば直近3ヶ月の収入が分かるもの
⑥	生活困窮者家計改善支援事業を利用し、その家計の改善のために転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められること		④	資産関係書類（外貨を含む） ※世帯全員分通帳は直近3ヶ月以上の記帳を済ませたもの
	区分	金額	⑤	その他 ●要転居証明書
	1人世帯	55.2万円以下	★申請書とともに上記添付書類をご提出いただき、要件が合い受理となった場合に、必要な審査を経て、支給の可否が決定されます。	
	2人世帯	83.4万円以下		
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと		入居7日以内の提出書類	●賃貸借契約書の写し（転居前後） ●住民票の写し ●領収書等
⑧	申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと		申請先 【お問い合わせ先】	国立市役所 福祉総務課 ふくふく窓口 「転居費用支給」担当まで 042-576-2111（内線275・292）